

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「新投資口予約権証券」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投資口予約権、新投資口予約権証券、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p>

第十条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五条第二項に規定する事項を提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める投資信託は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる旨の全てを投資信託約款（法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。）に定めた投資信託（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）

第十条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五条第二項に規定する事項を提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める投資信託は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款（法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。）に定めた投資信託（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）

（）に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録される旨を投資信託約款に定めた投資信託にあつては、当該指標が適格指標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であつて継続的に公表されるものとして内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。）であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められる投資信託として内閣府令で定めるものに限る。）

イゝハ（略）

二 次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めた投資信託であつて、次のイに定める適格指標の変動率とその受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定めるもの

イゝハ（略）

三（略）

四 次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めた投資信託であつて、その受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募（法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募をいう。）により行われるもの（前号に掲げる投資信託に該当するものを除く。）

イ その受益証券の取得の申込みの勧誘に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、金銭又はその運用の対象とする上場有価証券等によつて当該受益証券を取得することができる旨

。に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録される旨を投資信託約款に定めた投資信託にあつては、当該指標が適格指標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であつて継続的に公表されるものとして内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。）であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められる投資信託として内閣府令で定めるものに限る。）

イゝハ（略）

二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた投資信託であつて、次のイに定める適格指標の変動率とその受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定めるもの

イゝハ（略）

三（略）

（新設）

ロ 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する金銭又は上場有価証券等と内閣府令で定めるところにより交換を行うことができる旨

(反対受益者の受益権買取請求に関する読替え)

第二十三条 法第十八条第三項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定において法第十八条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 法第二十条第一項において準用する法第十八条第三項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え)

第三十一条 法第五十九条の規定において外国投資信託(法第五十八

(反対受益者の受益権買取請求に関する読替え)

第二十三条 法第十八条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定において法第十八条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 法第二十条第一項において準用する法第十八条第二項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え)

第三十一条 法第五十九条の規定において外国投資信託(法第五十八

条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十四条第七項	第十四条第二項	(略)	第十四条第一項	(略)	読み替える法の規定
投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産	投資信託約款	(略)	その運用の指図を行う投資信託財産	(略)	読み替えられる字句
外国投資信託の信託財産	外国投資信託約款等	(略)	当該外国投資信託の信託財産（以下この項及び第四項において「投資信託財産」という。）	(略)	読み替える字句

条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十四条第四項	(新設)	(略)	第十四条第二項	(略)	読み替える法の規定
投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産	(新設)	(略)	その運用の指図を行う投資信託財産	(略)	読み替えられる字句
外国投資信託の信託財産	(新設)	(略)	当該外国投資信託の信託財産（以下この項において「投資信託財産」という。）	(略)	読み替える字句

(略)
(略)
(略)

2  
(略)

(発行可能投資口総口数に関する読替え)

第六十四条の二 法第七十六条第二項の規定において発行可能投資口総口数について会社法第百十三条第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第百十三条第二項		発行済株式		読み替えられる字句
	総口数	発行済投資口	読み替える字句		
第百十三条第四項	数		口数は		読み替える字句
	総口数を	総口数を	総口数	発行済投資口	読み替える字句
得た数	得た口数	得た口数	得た口数	得た口数	得た口数

(略)
(略)
(略)

2  
(略)

(新設)

(投資口の質入れに関する読替え)  
 第六十九条 法第七十九条第四項の規定において投資口の質入れについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第一百五十一条第七号	新株予約権無償割当て	新投資口予約権無償割当て
(略)	(略)	(略)

(投資主との合意により自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする特定資産)

第六十九条の二 法第八十条第一項第一号に規定する政令で定める特定資産は、不動産その他の内閣府令で定める資産とする。

(投資口の質入れに関する読替え)  
 第六十九条 法第七十九条第四項の規定において投資口の質入れについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(新設)

(新投資口予約権者に対してする通知又は催告に関する読替え)  
 第七十七条の二 法第八十八条の五第二項の規定において新投資口予約権者に対してする通知又は催告については会社法第二百五十三條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十三條第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿

(新設)

(新投資口予約権証券等に関する読替え)  
 第七十七条の三 法第八十八条の八第四項の規定において新投資口予約権証券について会社法第二百五十八條第一項及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十八條第一	証券発行新株予約権	証券発行新投資口



項及び第二項

予約権

2 | 法第八十八条の八第四項の規定において新投資口予約権について  
会社法第二百五十九条及び第二百六十条の規定を準用する場合にお  
けるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百五十九条第二				読み替える会社法の 規定	第二百五十九条第一 項
無記名新株予約権及	自己新株予約権	新株予約権原簿に		読み替えられる字句	新株予約権原簿記載 事項
無記名新投資口予	自己新投資口予約 権	新投資口予約権原 簿に	新投資口予約権原 簿記載事項（投資 法人法第八十八条 の五第一項各号に 定める事項をいう 。以下同じ。）	読み替える字句	新投資口予約権原 簿記載事項（投資 法人法第八十八条 の五第一項各号に 定める事項をいう 。以下同じ。）

項	第二百六十条第一項		第二百六十条第二項	第二百六十条第三項
び無記名新株予約権 付社債に付された新 株予約権	株式会社を除く。以 下この節において「 新株予約権取得者」 という	新株予約権原簿記載 事項	新株予約権原簿に	無記名新株予約権及 び無記名新株予約権 付社債に付された新 株予約権
約権	投資法人を除く	新投資口予約権原 簿記載事項	新投資口予約権原 簿に	無記名新投資口予 約権

(新投資口予約権の質入れに関する読替え)  
 第七十七条の四 法第八十八条の八第五項の規定において新投資口予約権の質入れについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十七条第四項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
第二百六十八条第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百六十八条第二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
第二百六十九条第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百六十九条第二項	無記名新株予約権及び無記名新株予約権	無記名新投資口予約権

(新設)

第二百七十一項	登録新株予約権質権者	付社債に付された新株予約権
	登録新株予約権質権者	
第二百七十二項及び第三項	登録新株予約権質権者	登録新投資口予約権質権者
	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿

(新投資口予約権証券に関する読替え)

第七十七条の五 法第八十八条の二十一第二項の規定において新投資口予約権証券について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十九條第二号及び第二百九十条	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権

(新設)

(新投資口予約権証券を提出することができない者があるときに関する読替え)

第七十七条の六 法第八十八条の二十二第四項の規定において新投資口予約権証券を提出することができない者があるときについて会社法第二百二十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十条第一項及び第二項	株券発行会社	投資法人

(新設)

(新投資口予約権の発行の無効の訴え等に関する読替え)

第七十七条の七 法第八十八条の二十三第一項の規定において新投資口予約権の発行の無効の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える会社法の	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

<p>項 第八百四十二条第一</p>		<p>規定</p>
<p>金額又は給付を受けた財産の給付の時に おける価額に相当する 金銭</p>	<p>新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。）</p> <p>六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、新株予約権の発行の効力が生じた日から一年以内）</p>	<p>新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。）</p>
<p>金額に相当する金銭</p>	<p>六箇月以内</p>	<p>新投資口予約権</p>

<p>項  第八百四十二条第二</p>	<p>登録新株予約権質権者</p>	<p>登録新投資口予約権質権者</p>
<p>第九百三十七条第一項第一号ハ</p>	<p>新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この節において同じ。）</p>	<p>新投資口予約権</p>
	<p>新株予約権証券（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債に係る新株予約権付社債。以下この項において同じ。）</p>	<p>新投資口予約権証券</p>

2 法第八十八条の二十三第一項の規定において同項において準用する会社法第八百四十二条第二項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて同法第八百七十八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百七十八条第二項	総新株予約権者	総新投資口予約権者

(短期投資法人債の発行の要件)

第九十八条の二 法第三十九条の十三第一号イに規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 法第九十四条第一項第二号に定める数を超える数の同条第二項に規定する法人の株式

(新投資口予約権買取請求に関する読替え)

(短期投資法人債の発行の要件)

第九十八条の二 法第三十九条の十三第一号イに規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(新設)



第百条の二 法第四百九条の三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十七条第五項から第七項まで及び第七百八十八条（第七項を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十七条第五項	新株予約権買取請求は	新投資口予約権買取請求（投資法人法第四百九条の三の二第一項の規定による請求をいう。以下同じ。）
第七百八十七条第六項	新株予約権買取請求に	新投資口予約権買取請求に
	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求

（新設）

			第七百八十七條第七項				
			第七百八十八條第一項				
消滅株式会社等	吸収合併等	新株予約権買取請求	新株予約権買取請求	新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。)	消滅株式会社等	吸収合併	新株予約権買取請求
吸収合併消滅法人	吸収合併	新投資口予約権買取請求	新投資口予約権	新投資口予約権	吸収合併消滅法人	新投資口予約権買取請求	新投資口予約権

項	第七百八十八条第六	項	第七百八十八条第五	項	第七百八十八条第四	項	第七百八十八条第三	項	第七百八十八条第二	
新株予約権買取請求	消滅株式会社等	次 の 各 号 に 掲 げ る 新 株 予 約 権 の 区 分 に 応 じ 、 当 該 各 号 に 定 め る 時	新 株 予 約 権 買 取 請 求	消 滅 株 式 会 社 等	新 株 予 約 権 買 取 請 求	消 滅 株 式 会 社 等	新 株 予 約 権 買 取 請 求	消 滅 株 式 会 社 等	吸 收 合 併 存 続 会 社	
新投資口予約権買	吸 收 合 併 消 滅 法 人	効 力 発 生 日	新 投 資 口 予 約 権 買 取 請 求	吸 收 合 併 消 滅 法 人	新 投 資 口 予 約 権 買 取 請 求	吸 收 合 併 消 滅 法 人	新 投 資 口 予 約 権 買 取 請 求	吸 收 合 併 消 滅 法 人	吸 收 合 併 存 続 法 人	

	取請求
--	-----

(新投資口予約権買取請求に関する読替え)

第百二条の二 法第百四十九条の十三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第八百八条第五項から第七項まで及び第八百九条(第七項を除く。)の規定を準用する場合に<sup>91</sup> おけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百八条第五項	新株予約権買取請求は	新投資口予約権買取請求(投資法人法第百四十九条の十三の二第一項の規定による請求をいう。以下同じ。)
新株予約権買取請求に	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求に

(新設)

第八百八条第六項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
第八百八条第七項	消滅株式会社等 新設合併等	新設合併併 新設合併消滅法人
第八百九条第一項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。以下	新投資口予約権	

第八百九条第三項		第八百九条第二項						
新株予約権買取請求	設立会社	消滅株式会社等	設立会社	、 設立会社	、 新設合併設立会社	新設合併をする場合 における新設合併設 立会社	消滅株式会社等	この条において同じ 。
取請求 新投資口予約権買	新設合併設立法人	新設合併消滅法人	新設合併設立法人	人 、 新設合併設立法	人 、 新設合併設立法	新設合併設立法人	新設合併消滅法人	

第八百九条第四項	消滅株式会社等	新設合併消滅法人
第八百九条第五項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求
第八百九条第六項	消滅株式会社等	新設合併消滅法人
	次各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時	新設合併設立法人の成立の日
	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求

(資産の運用の制限となる場合)

第八百九条の二 法第九十四条第二項に規定する政令で定める場合は、登録投資法人が、特定資産が所在する国の法令の規定又は慣行その他やむを得ない理由により法第九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引のうちいずれかの取引を自ら行うことができない場合(法第九十四条第二項に規定する法人が、当該登録投資

(新設)

法人が自ら行うことができない取引を行うことができる場合に限る。  
）とする。

(不動産鑑定評価を要する権利等)

第百二十二条の二 法第二百一条第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 第十六条の二各号に掲げるもの

二 法第百九十四条第二項に規定する法人の株式会社であつて同条第一項第二号に定める数を超えるもの

(不動産の鑑定評価を要する権利等)

第百二十二条の二 法第二百一条第一項に規定する政令で定めるものは、第十六条の二各号に掲げるものとする。

(新設)

(新設)